宮地　揖夫　宮田　隆治　三好　乾弋
向井　通晏　武藤　平二　宗正　勝磨
村上　正好　村澤　光彦　望月　享
桃尾　粂雄　森　辰夫　森　正幸
森田　俊平　森田　信明　森田　政博
森永　泰　両角佐喜夫　八木橋　忠
八木橋哲郎　矢島　佑吉　箭内　昭夫
柳田　長　柳原　徹　山内　昇
山岸　賢一　山口　武　山崎　健
山崎　和男　山田　叶　山田　宏
山田　幸雄　山本　和宏　山元　邦男
山本　桂助　山本　照幸　山本　俊雄
山本　義夫　山本　嘉春　鎗田　安之
横濱　雄幸　吉田　勇　吉田　榮次
吉田　正一　吉田　正行　吉田　稔
吉本　昇一　吉山　繁　米田　晴生
若松　福巳　若山　静雄　渡辺　圭一
渡邉　龍也　渡辺　實義　和田　功

瑞宝双光章を授ける（各通）

石原　豊　岡崎　歌子　川野　堂子
木口　愛子　木戸　隆生　小林　国平
塚原　悦子　松守惠美子　政次　滿太
三好　質　村田　實　山田　武
山根　忠義　吉田　岩夫

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上11月1日）

官庁報告

官庁事項

登録操縦免許証更新講習の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十九の規定により次の操縦免許証更新講習を登録したので、同法第二十三条の三十において準用する第十七条の十五第1号の規定により、公示する。

平成三十年二月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

(一) 登録年月日　平成三十年二月二十六日
(二) 登録番号　操更講第九十五号
(三) 登録操縦免許証更新講習実施機関の氏名　阪口　英幸
(四) 住所　沖縄県国頭郡東村字川田４６８番地
(五) 登録操縦免許証更新講習事務を行う事務所の名称及び所在地
魁研海事事務所　沖縄県那覇市牧志3丁目4番1号

登録操縦免許証失効再交付講習の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第八十四条の二の規定により次の操縦免許証失効再交付講習を登録したので、同規則第八十四条の四において準用する第四条の二十二第1号の規定により、公示する。

平成三十年二月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

(一) 登録年月日　平成三十年二月二十六日
(二) 登録番号　操失講第九十五号
(三) 登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の氏名　阪口　英幸
(四) 住所　沖縄県国頭郡東村字川田４６８番地
(五) 登録操縦免許証失効再交付講習事務を行う事務所の名称及び所在地
魁研海事事務所　沖縄県那覇市牧志3丁目4番1号

法務

公証人任免

名古屋法務局所属公証人星野英敏は元公証人和田秀明の後任を命ぜられた。（11月九日）（法務省）

産業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成30年2月25日に下記の日本工業規格を制定したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成30年2月26日

厚生労働大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　世耕　弘成

記

制定された日本工業規格

クレーン－鋼構造部分の性能照査　B8829
（内容省略）
備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部並びに厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課においても閲覧に供する。

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成30年2月26日に下記の日本工業規格を改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成30年2月26日

国土交通大臣　石井　啓一

記

改正された日本工業規格

試験室におけるコンクリートの作り方　A1138
コンクリートの中性化深さの測定方法　A1152
（内容省略）
備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、国土交通省住宅局住宅生産課においても閲覧に供する。

労働

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示

九州運輸局最低賃金公示第1号

九州地方交通審議会から九州内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第５号）、九州海上旅客運送業最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第６号）、九州漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第７号）及び九州漁業（大中型まき網）最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第８号）の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

この意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に九州運輸局海事振興部船員労政課（郵便番号812－0013福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目11番１号）あて提出されたい。

平成30年2月26日

九州運輸局長　加賀　至

九州地方交通審議会の意見（要旨）

１．九州内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「246,150円」を「247,150円」に、ただし書の職員「229,700円」を「230,700円」に、はしけ長「246,150円」を「247,150円」に、部員「187,550円」を「188,550円」に、ただし書の海上経歴３年未満の部員「178,250円」を「179,250円」にそれぞれ改正することが適当である。

２．九州海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「241,300円」を「242,300円」に、部員「173,310円」を「174,510円」にそれぞれ改正することが適当である。

３．九州漁業（沖合底びき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「180,500円」を「181,000円」に改正することが適当である。

４．九州漁業（大中型まき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「190,000円」を「193,500円」に、大分県内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者に雇用されている船員の最低賃金額「174,000円」を「179,000円」にそれぞれ改正することが適当である。